

大規模自然災害を想定した

事業継続計画《BCP》

埼玉中央生コン協同組合



2021 年 9 月 16 日改訂

[Ver 002]

目 次

I. 目 的	1
II. 基本方針	1
III. 重要業務	1
IV. 被害の想定	2
1. 被害規模の想定	
2. 地震被害、水害の例示	
V. 重要業務継続のために事前対策	4
1. 重要な経営資源に関する事前対策の検討	
2. 復旧・復興のための事前対策の検討	
VI. 大規模自然災害などに対する緊急体制 (BCP 危機管理対策本部)	5
1. 緊急事態の発動基準	
2. B C P 危機管理対策本部の設置	
3. B C P 危機管理対策本部の構成	
4. 統括責任者の役割、緊急時の重要な意思決定及び指揮命令	
5. 組織図・役割	
6. 緊急対策委員会の解散	
7. 重要業務の目標復旧時間	
8. 目標復旧時間の留意点	
VII. 大規模自然災害発生後における対応	8
1. 発生後の 1 日～3 日の対応	
2. 具体的対応 初動対応、第 1 ステップ～第 3 ステップ	
3. 緊急事態の解除	
VIII. 復旧・復興対応	11
1. 組合間の支援	
2. 行政対応	
IX. 事業継続の対応の流れ(まとめ)	12

I. 目的

埼玉中央生コン協同組合は、大規模自然災害などの発生に備えた具体的諸対策の指針などを定めることにより、

1. 当該事態発生時に有効に機能しうる体制を確保する。
2. 復旧・復興に必要な生コンクリートを安定供給できる体制を確保する。
3. 組合員個別では難しい対応や取り組みを支援できる体制を確保する。

II. 基本方針

埼玉中央生コン協同組合は、大規模自然災害などが発生した場合でも、組合員工場及び組合並びにその職員の生活に影響を及ぼさないよう、以下の方針に基づき策定したBCPに従って、事業の継続あるいは早期復旧に取り組む。

1. 組合の職員(人命)の安全を守る。
2. 組合の共同事業を早期復旧もしくは継続させる。(社会的救急責任)
3. 組合員の事業を早期復旧もしくは継続を支援する。(組合の経営維持)
4. 組合員が供給責任を果たし、顧客からの信用を守ることを支援する。
5. 関連組合(全生両連合会、地区本部、工業組合、隣接協同組合)との連携を密にして事態に対応する。

[全生両連合会] 全国生コンクリート工業組合連合会、協同組合連合会]

[地区本部] 全生両連合会関東1区地区本部

[工業組合] 埼玉県及び東京都生コンクリート工業組合

[隣接協同組合] 東京地区協組、三多摩、東関東、埼玉県北部の4協組

6. 行政機関が実施する救援、復旧事業に協力する。(地域などとの協調)

III. 重要業務

大規模自然災害などが発生した場合に取り組むべき重要業務は次のとおりとする。

(目標復旧時間)

- | | |
|---------------------------|--------------|
| 1. 生コンの安定供給 | 1,080時間(45日) |
| 2. 生コンの共同販売事業 | 240時間(10日) |
| 3. 組合員間の連携の調整、他の組合との調整 | 24時間(1日) |
| 4. 地区内工場の稼働状況などの速やかな情報収集 | 24時間(1日) |
| 5. 組合員、関連組合、お客様への情報提供開始目標 | 120時間(5日) |

IV. 被害の想定

1. 大規模自然災害などの被害規模の想定は次のとおりとする。

(1) 地震

揺れの強さ：最大震度 6 弱以上

震源の規模：マグニチュード 7 以上の直下地震

震源の深さ：比較的浅い

(2) 水害（台風・ゲリラ豪雨などの水害）

(3) 土砂災害：災害救助法の適用レベル

(4) 気象災害：災害救助法の適用レベル

(5) 火山の噴火による災害：噴火警戒レベル 4

2. 地震被害、水害の例示(県の計画を要参照)

(1) インフラへの影響

① ライフライン

- ・ 停電が発生し、水道とガスが停止する。
- ・ 復旧は、電気が 1 週間、水道が 1 ヶ月、ガスが 1 ヶ月と想定する。

② 情報通信

- ・ 電話やインターネットなどが繋がらなくなる。
- ・ 復旧には 1 週間から 3 週間と想定する。

③ 道路

- ・ 国道、県道の一部道路が閉鎖、通行規制となる。
- ・ 物流は被災後 3 日程度から緊急輸送路が確保されると想定する。

④ 鉄道

- ・ J R 埼京線、京浜東北線、武蔵野線、高崎線、宇都宮線、山手線などの運行が完全に停止する。
- ・ 順次、運行再開するが、運行本数の削減が続く

⑤ エネルギー

- ・ 道路、鉄道の被害によりガソリンスタンドで品不足が発生する

(2) 組合への影響

①人的被害

- ・建物の倒壊、事務所内什器類の転倒などにより、組合職員が負傷する。
- ・組合職員が道路の閉鎖、鉄道の運休により、出勤または帰宅できなくなる。
- ・停電、断水により組合機能を喪失する。
- ・火災、水害などの二次災害の影響により避難などで一時的に組合機能が失われる。

②物的被害

- ・事務所が大破、事務所内の什器が転倒する。
- ・事務所が浸水する。
- ・停電、浸水などにより、パソコン類が破損し、重要なデータが一時的に復旧できなくなる。

(3) 組合員(組合員工場)への影響

①組合員の一部が大きな被害を受けた場合

- ・建物の倒壊、従業員の負傷により、一部の組合員が自動のみでの事業継続、復旧が困難となる。
- ・河川の氾濫、地盤の液状化などの影響で、一部の組合員が現地での復旧が困難となる。
- ・組合員工場の資材受入、計量、練り混ぜ、出荷管理装置並びに試験設備が被害を受け、製造が出来なくなる。
- ・運搬車が被災し、製造した生コンクリートの運搬が出来なくなる。
- ・代納工場の選定が出来ない

②域内の組合員全てが大きな被害を受けた場合

- ・建物の倒壊、多数の従業員の負傷などにより、域内の全ての組合員が自動のみで事業継続が困難となる。
- ・域内の大部分が河川の氾濫等により、多くの組合員が現地での復旧が困難となる。
- ・工場新設の具体的対策が明確でない。
- ・道路、鉄道被害により、原材料の受入が出来なくなる。

V. 重要業務継続のための事前対策

1. 重要な経営資源に関する事前対策の検討

以下の重要業務を継続するために必要なリソースは以下のとおりである。

区分	内容	対策(作成べき資料)
人的資源	・ 職員とその家族の安否確認	職員連絡網整備 安否確認ツール(アプリなど)
	・ 関係公共機関一覧(病院/消防/警察)	関係先リスト作成
	・ 緊急時に実施する作業項目の作成 (リストアップ、担当者、実施すべき作業)	緊急体制に記載
	・ 避難計画、避難経路	避難経路図 さいたま市防災カルテ参照 大谷場中学校
	・ 生コンの供給・販売実施に不可欠な組合職員が出勤出来ない場合に、代行出来る職員がいる。	業務マニュアルの整備
	・ 近隣組合との連絡	近隣組合連絡リスト作成
	・ 大口仕入れ先の連絡(セメント、混和材、砕石組合)	リスト作成
	・ 組合員工場のリスト、連絡手段	リスト作成 アプリ導入 (被災時の各工場の状況連絡)
	・ 避難時の連絡手段	BCP危機管理対策本部名簿整備 モバイル、メール、アプリ導入
	・ 避難訓練	防災訓練を毎年9月に実施

区分	内容	対策(作成べき資料)
物的資源 (建物) (設備)	・ 建物耐震性能の把握	耐震診断
	・ 耐震診断に基づく、対策実行	建物補修、設備改造、什器配置 見直し
	・ 組合業務の出来る代替事務所の確保	候補地選定(パシフィックシステム熊谷)
	・ 他の拠点で重要業務を実施するのに必要な設備、機器などを準備している	候補地選定(パシフィックシステム熊谷)
	・ 災害対応物資の確保(飲料水、日用品、非常用備品)	災害対応物資キャビネットの設置 ポータブル発電機、カセットコンロの購入
	・ 消火、防災対策	消防点検の実施
	・ 重要書類の確保	耐火性金庫の購入の検討

区分	内容	対策(作成べき資料)
情報 (通信システム) (情報の収集)	・ 基幹システム、データサーバの耐震対策の実施	パシフィックシステム社(熊谷)の確認/検証
	・ 重要製品・業務を供給、実施するのに必要なデータのバックアップをとっている	パシフィックシステム社(熊谷)へ、さらに追加を依頼
	・ (製品・業務の供給、実施に必要なシステムやデータが自社拠点に所在する場合) 他の拠点からのシステムやデータにアクセス出来る	システム復旧マニュアル化
	・ 重要なシステムの無停電装置及び発電設備の設置 ・ 上記設備の点検、使用訓練の実施	毎年9月に実施
	・ 組合員の緊急連絡先の整備	組合員名簿整備 アプリ活用

2. 復旧・復興のための事前対策の検討

必要事項	内容	対策(作成べき資料)
組合間の支援	・ 隣接協組への支援要請 ・ " " からの生コン代替出荷	隣接協組間の災害時支援の ありかた協議
全生、工業組合 との連携	・ 災害見舞金支給 ・ 国・地方自治体に対する支援要請	安定後、理事会で意思決定

VI. 大規模自然災害などに対する緊急体制

1. 緊急事態の発動基準は次のとおりとする。

災害などの規模	対応
[地震] 最大震度：6弱以上 震源の規模：マグニチュード7以上の直下地震 震源の深さ：比較的浅い [火山噴火] 100km以内火山のレベル4以上の噴火 [河川の氾濫] 利根川、荒川、新芝川の堤防決壊	BCP危機管理対策本部を設置し、 事態に対応する

※近接都県(東京、群馬、栃木、千葉、神奈川)で、上記の災害が発生した場合も、
被害状況の収集および関係先への連絡体制をとるものとする

2. BCP危機管理対策本部の設置は、次のとおりとする。

① 設置場所：埼玉中央生コン協同組合事務所(埼玉中央生コン会館) 3階会議室

住 所：埼玉県さいたま市南区南浦和3-17-5

電 話：048-885-8621

FAX：048-882-2897

H P：http://www.namacon.or.jp/

BCP専用メール：

② 事務所が著しく損傷した場合は、組合員と連絡が取れ、職員を指揮できる拠点場所を確保する。

例) パシフィックシステム(株) 熊谷事業所

3. BCP危機管理対策本部の構成は次のとおりとする。

また、本部の下に、緊急対策委員会を設け実務対応を行う。

役割	構成員
本部長・統括責任者	理事長
副本部長	営業委員長、BCP委員長
本部員	各副理事長、専務理事、営業部長

緊急対策委員会

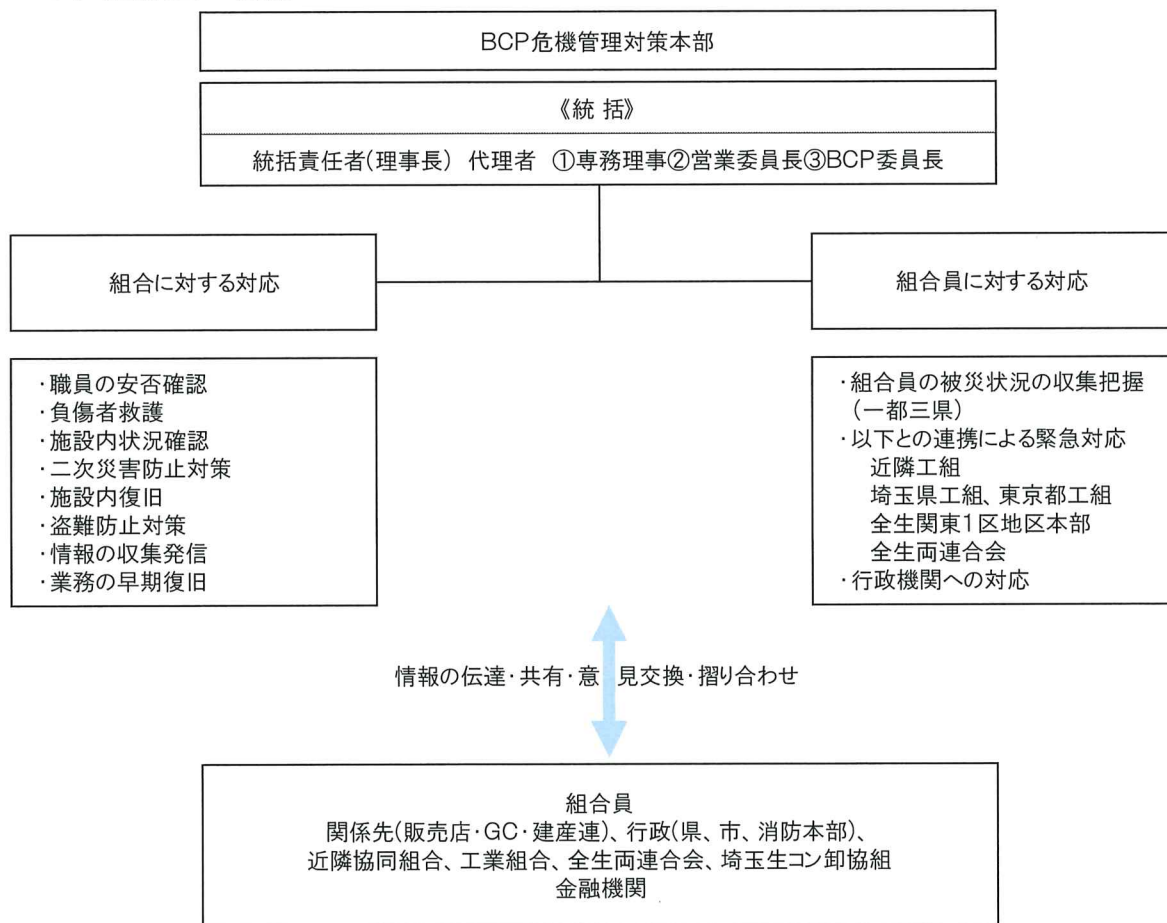
委員長	BCP委員長
委員 事務局責任者	専務理事
委員 // 副責任者	営業部長
委員 システム担当	管理電算課長
委員 緊急コンクリート担当	技術部長
委員 総務・経理担当	総務部長、総務課長

4. 統括責任者の役割、緊急時の重要な意思決定及び指揮命令

統括責任者の役割	統括責任者	第一代理責任者	第二代理責任者	第三代理責任者
緊急時の重要決定及び指揮命令	理事長	専務理事	営業委員長	BCP委員長

※統括責任者が危機管理対策本部に詰められない場合は、代理責任者が統括責任者と連絡をとって、意思決定する。

5. 組織図・役割



6. 緊急対策委員会の解散

- (1) 地震発生直後の対応が終了し、業務が軌道に乗り始めた段階で、緊急対策委員会を解散する。
- (2) 緊急対策委員会解散の最終判断は危機管理対策本部長がBCP委員会で協議の上行う。

7. 重要業務の目標復旧時間

生コンの安定供給	1,080時間(45日)
生コンの共同販売事業	72時間(3日)
組合員間の連携の調整	24時間(1日)
情報提供開始目標	120時間(5日)

8. 目標復旧時間の留意点

本計画においては、前項の 1,080 時間、240 時間、24 時間を目標とするが、緊急時には、下表にあげる要因の状況を把握した上で、現実的な目標復旧時間を決定するものとする。

要 因	復旧時間の制約となる事項
組合の状況	・ 多数の職員(家族含む)の死傷又はキーマンの出勤不能 ・ 多数の職員の生活環境の破壊による出勤不能 ・ 業務用 IT 機器の損傷 ・ 備品の損傷
組合員の状況	・ 多数の従業員(家族含む)死傷又はキーマンの出勤不能 ・ 多数の従業員の生活環境の破壊による出勤不能 ・ 建物、製造設備、出荷管理装置の損傷 ・ 一部の生コン出荷再開時期の遅延 ・ 試験機器の破損
インフラ復旧	・ 電気、水道、公共交通機関の復旧目途 ・ 交通規制、渋滞の解消

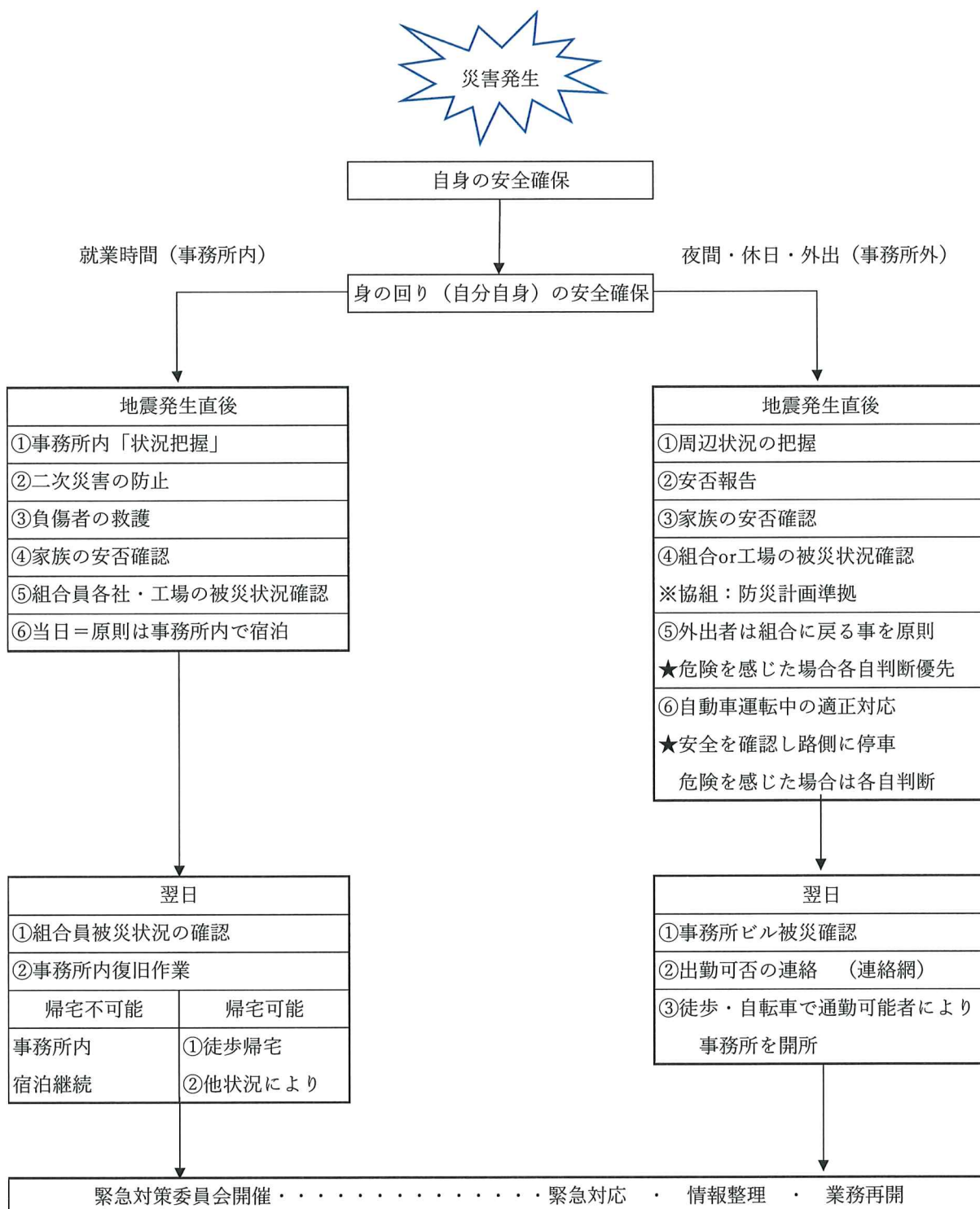
VII. 大規模自然災害発生後における対応

1. 大規模自然災害発生後(1 日～3 日)における対応を次のとおり定める。

対応事項	内 容
危機管理対策本部 の招集 (収集方法マニュアル作成)	危機管理対策本部長、BCP 委員長から メール(LINE 含む)により招集を連絡する。 ※ 毎年 9 月に BCP 訓練実施

2. 具体的対応

《初動対応》



《第1ステップ》

対応事項	内 容
組合職員/来客 安否確認	・組合職員とその家族の安否確認 ※安否確認手段 ①勤務時間内：館内放送により3階に集合点呼 ②勤務時間外：安否確認アプリの活用、電話確認 ③(建物内にお客様がいる場合) 来客の安否状況を確認する。
職員、出向幹事の 出勤・帰宅 ・残留支援	《勤務時間外に被災した場合》 原則として、各自治体による安全確認が行われるまで、自宅待機。 もしくは自治体指定の避難所に避難する
	《勤務時間内に被災し、帰宅する場合》 ・帰宅の判断は、BCP危機管理対策本部が行う。 ・帰宅する組合職員に対して帰宅支援を行う。 本部判断で、送迎・複数での帰宅の他、 水・食料・ヘルメット、安全靴、懐中電灯などの支給貸与
	《勤務時間内に被災し、組合事務所に残留する場合》 対策本部の判断で下記を行う ・残留する組合職員/幹事に対して支援を行う ・寝床、寝具、水、食料、生活用品の提供 ※建物内に来客がいて、組合建物に残留を希望した場合、 受入判断を行い、受け入れる場合は支援する。
被害状況の確認 建物、設備、什器	・建物の被害状況を確認する。 確認方法：目視、後日診断を受ける ・基幹システム、データサーバーなど通信システムの確認 確認方法：パシフィック社のフローチャートを参照
事務所内仮復旧	・破損品の確認、後片付け ・電気、上下水道の使用可否の確認 ・建物危険箇所の立入禁止措置、安全確認後緊急補修
二次災害の 防止措置	・二次災害発生の恐れがある箇所に対して、二次災害防止措置を施す (近づかないことが原則)
被害情報の収集	・地震関連情報の収集する。 ※危機管理対策本部にて、情報収集・情報集約 ・(被災組合員工場が複数ある場合)組合員工場の被害状況の確認 ※危機管理対策本部にて、情報収集・情報集約 ・(骨材産地、セメント工場が被災地にある場合) 仕入れ先の被害状況を確認する
情報収集方法 情報発信	組合員(工場) 共通グループウェア(サイバックス導入予定)で、情報発信と情報収集 ①被災状況(従業員・建物設備、車両、近隣道路) ②組合員工場の復旧見込み日数 ③納入中、納入予定現場の状況 ④主要資材の納入状況、復旧見込み
	近隣協組 東京、東関東、埼玉北部、三多摩 各協組の被災状況(工場、組合員) ※電話、メールなどで確認
	顧客(GC)、取引先(販売店、卸協組)に対する情報発信 ※被災状況 隣接協組への被害状況連絡 電話、メールで発信 工業組合へは直接連絡
対外的な情報発信	・ホームページで発信 ・メディア対応
事務所防犯対策	・セキュリティシステムの復旧確認 ・窓など破損箇所の目張り、補修

《第2ステップ》（※3日～1週間以内）

対応事項	内 容
情報発信	対組合員 ①被害状況（協組、組合員各工場） ②危機管理対策本部の決定事項
	対工組、対地区本部、対全生 ①被害状況の概要 ②緊急対策の執行状況 ③支援要請 他
	対顧客、取引先 ①被害状況概要 ②復旧見込み
	対行政、メディア ①被害状況、復旧見込み ②その他、先方情報提供要請への対応 ※危機管理対策本部判断で決定する
破損品の手配	B C P 危機管理本部の判断で決定する
システムの回復	・出荷管理装置端末を含むシステムの復旧 →パシフィック社のフローチャート参照、確認 ・システム復旧までの対応方法決定、指示 →パシフィック社のフローチャート参照、確認
支払い業務	《組合員への生コン代金》 ・期日に支払えるかどうかの確認 ・組合システム故障や、銀行システム故障で支払えない場合の対応 ・緊急融資(当面必要な資金の貸付)※制度要検討
	《その他の支払い》 ・支払い予定の確認→支払い ・支払えない場合の対応 ・場合によって、支払い遅延の連絡

《第3ステップ》（1週間経過後）

対応事項	内 容
情報収集	・対組合員 ①復旧状況（建物、設備） ②出荷再開時期見込み ③納入中、納入予定現場の状況
	・近隣協組の状況 東京、三多摩、東関東、埼玉県北部の復旧状況
	・臨時支出の見積り 危機管理対策本部判断により指示 ・重大被害組合員への支援
組合資金繰り	・災害時の与信枠の確認

3. 緊急事態の解除

解除は、下記指標などの障害が回復し、事業への支障が解消したと判断される場合、危機対策本部長とBCP委員会で協議の上、本部長が決定する。

- (1) 交通網の寸断や、組合職員の負傷等による出勤可能組合員不足の回復
- (2) 組合建物や設備などの復旧状況
- (3) 電気、上下水道、ガス、通信などの重要インフラの復旧状況
- (4) 当組合エリアの生コンクリート納入状況の安定化

VIII. 復旧・復興対応

1. 組合間の相互支援

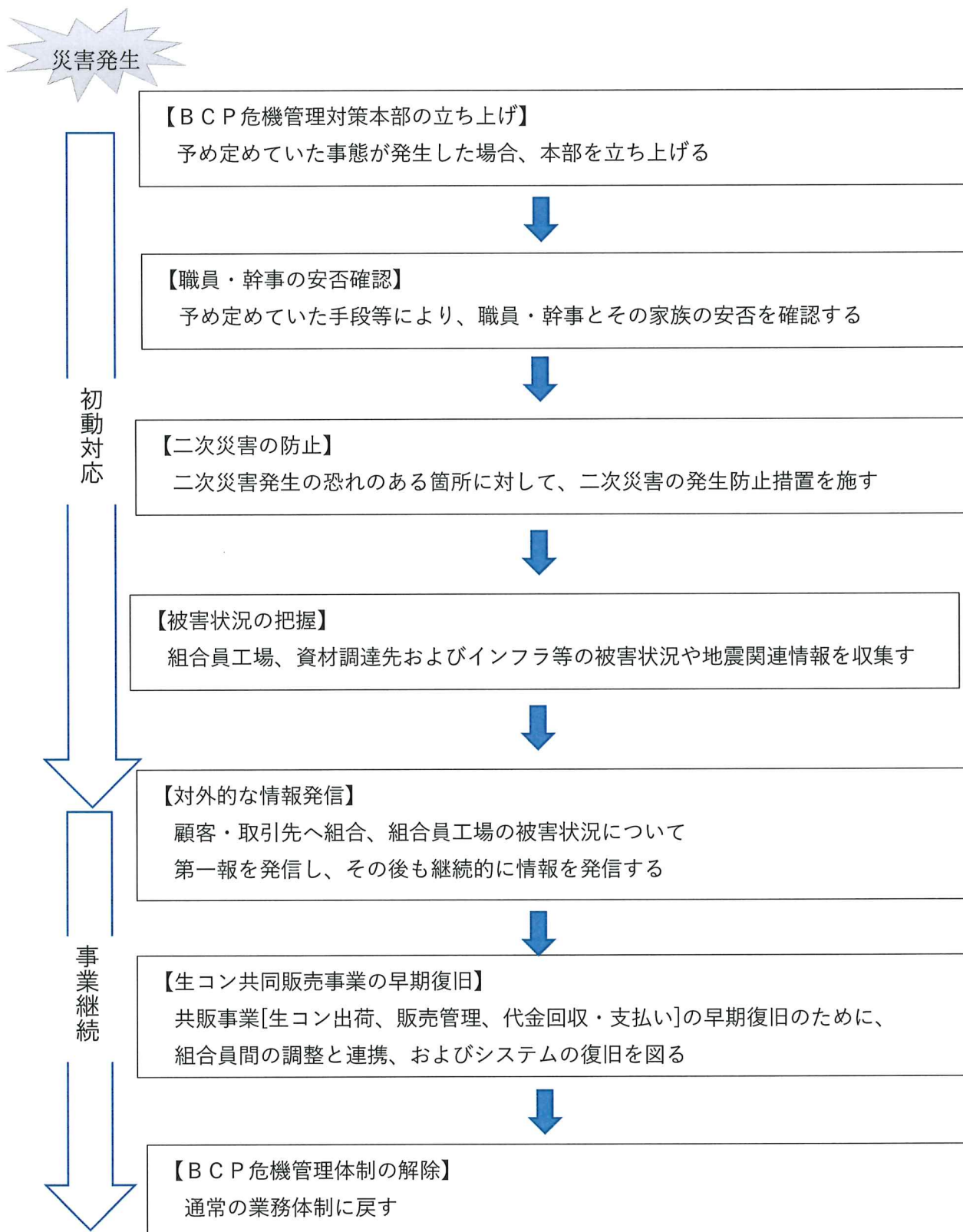
必要事項	内 容
組合間の支援	・ 隣接協組への支援要請 生コンの代納出荷(隣接協組との災害支援協定)
工業組合との連携	・ 国、地方自治体に対する支援要請の対応
工業組合 全生への要請	・ 緊急施策の要望提出(例：燃料確保の要請など) ・ 復旧、復興工事に関わる現実的な工期設定

2. 行政対応（市町村、埼玉県およびその出先機関、国交省など）

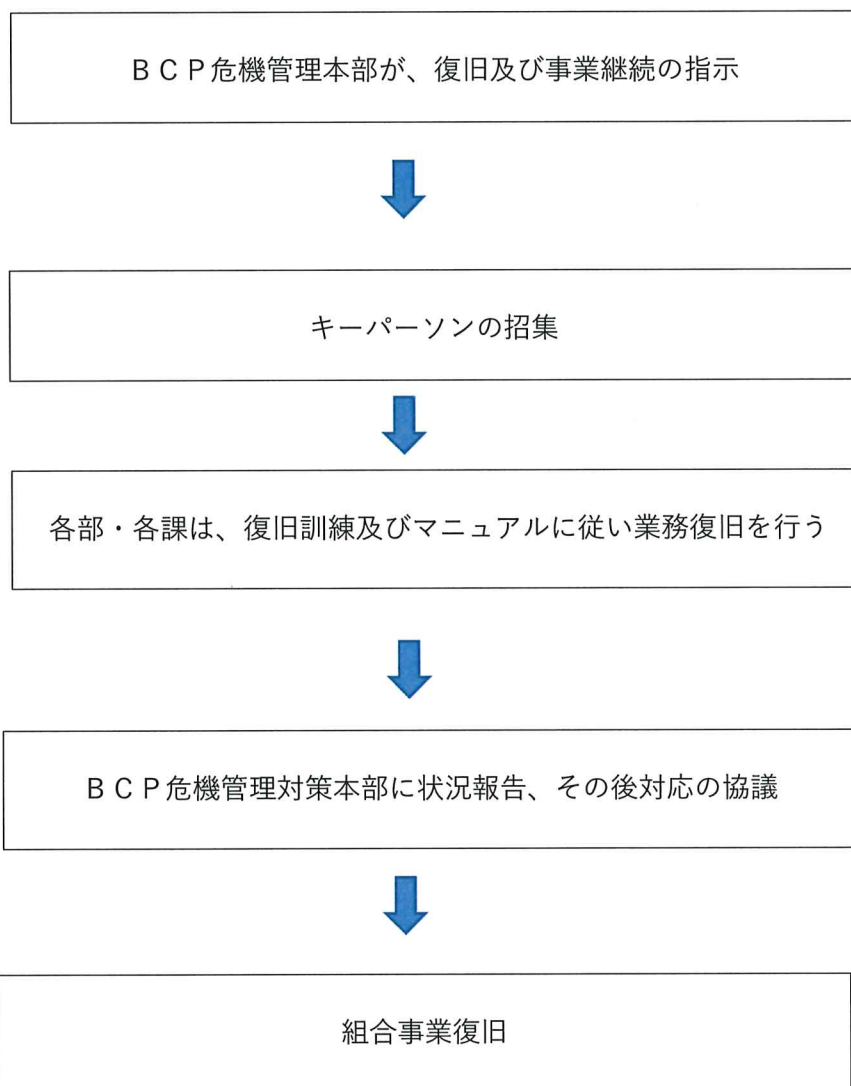
必要事項	内 容
行政への協力	・ 行政への情報要求への対応 ・ 復旧、復興対策の支援協力 ⇒生コン共同出荷の対応策につなげる
行政への要請	・ BCP危機感対策本部で具体的要請事項を決める ・ 他協組、工組と連携し要請する

IX. 事業継続対応の流れ(まとめ)

大規模自然災害発生後における初動対応から、事業継続対応に至るまでの流れを以下に示す。



停止した事業の復旧



制定・改定履歴

2018年 4月 1日 制定

Ver 002

2021年 9月16日 改定

年 月 日 改定

埼玉中央協同組合 災害時 初動対応

